

日医発第 797 号（情シ）
令和 7 年 8 月 15 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度
サポート詐欺の注意喚起のチラシについて（周知依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

2022 年 6 月に創設しました、日本医師会サイバーセキュリティ支援制度 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）にて、サポート詐欺（WEB サイト閲覧中にウイルス感染等の警告画面やサポート等の連絡先が表示され、金銭を騙し取る手法）に実際に遭われたというご相談が複数件寄せられています。一般的にも同様の被害が増加していることから、日本医師会サイバーセキュリティ支援制度にてサポート詐欺の注意喚起のチラシを作成し、日本医師会ホームページに掲載しました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【日本医師会サイバーセキュリティ支援制度について】

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度につきましては、下記日本医師会メンバーズルームをご確認ください。

●日本医師会サイバーセキュリティ支援制度【会員限定メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/japanese/members/info/cyber_shien.html

※上記ページのアクセスには日医会員用アカウントが必要です。

【サポート詐欺の注意喚起のチラシ掲載場所】

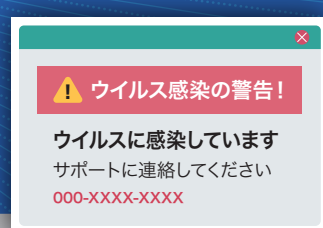
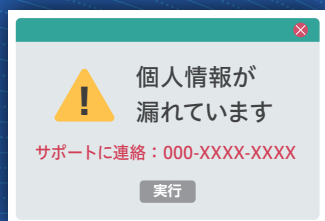
https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/sys/cyber_leaflet_warning.pdf

【別添資料】

- ・サポート詐欺の注意喚起のチラシ



サポート詐欺に ご注意ください！



インターネット閲覧中、突然ウイルス感染の警告画面が表示され警告音が鳴ることがありますが

これらは偽の警告です!

表示された連絡先には決して電話しないでください!

画面の消し方が分からない等お困りの方は、裏面でご案内している

 **0120-179-066** (日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口) までお電話ください。



サポート詐欺とは

インターネット閲覧中に、「ウイルスに感染した」等の警告画面を表示させたり、警告音で不安を煽ることで閲覧者を偽のサポート窓口へ連絡させ、有料のサポート契約で金銭を騙し取ったり、セキュリティソフトを装った遠隔操作ソフトをインストールさせてアカウントの乗っ取り等を行う手口のことです。

安心・安全の

日本医師会 サイバーセキュリティ支援制度

をぜひご活用ください。

制度概要
動画は
こちら!



詳しくは裏面をご覧ください。

日本医師会「サイバーセキュリティ支援制度」

制度対象者

日本医師会A①会員(会員が開設・管理する医療機関等の職員も利用・問い合わせ可能)



日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口(緊急相談窓口)

サイバーセキュリティに関連する日常の些細なセキュリティトラブルから重大トラブルまで、幅広く相談することができます。

無料・何度でも

0120-179-066 (6時～21時、年中無休)



セキュリティ対策強化に向けたサイト

サイバーセキュリティ情報発信ポータルサイト「Tokio Cyber Port」を利用することができます。

サイバーセキュリティに関する最新のニュースやコラムを閲覧できるほか、標的型攻撃メール訓練や各種マニュアル・テキストが提供されているため、職員の研修等に活用することができます。



無料(一部有償サービスあり)

<https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/>



サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

日本医師会A①会員が開設・管理する医療機関等がサイバー攻撃の被害を受けた場合、もしくはサイバー攻撃に起因しない個人情報漏えいが発生した場合、初期対応を支援する費用として一時金をお支払いします。

※内部犯罪に起因した案件は支払対象外

- 1 サイバー攻撃を受けた場合…10万円
- 2 サイバー攻撃を受けた影響により、1日以上休業^(※1)した場合…休業日数×10万円(最大30万円)
(①に追加でお支払い)
- 3 サイバー攻撃に起因する個人情報漏えいの発生…10万円
- 4 サーバー攻撃に起因しない個人情報漏えいの発生…5万円

(※1) 休業の定義について:サイバー攻撃を受けたことにより、新規患者(初診料の算定対象)の診察業務を一切停止した場合も「休業」として補償対象とします(再診等その他の診察を実施していても休業と見なします)。

※一時支援金の支払いにあたっては、①～③は厚生労働省への届出もしくは日本医師会への届出を、④は個人情報保護委員会への再発防止策を講じた報告かつ漏えいした本人へ通知することを要件とします。



「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」・「サイバーセキュリティ対策チェックリスト」等に関する支援

1

日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口

厚生労働省策定の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」・「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」や、それらに付随するセキュリティ対策に関する相談をすることができます。

無料・何度でも

0120-339-199

(9時～18時、土・日・祝日・年末年始を除く)

2

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストの実践ガイドおよびセミナー動画の提供

「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」を効率的に実施するための解説資料・動画を提供しています。今後のセキュリティ対策および立入検査対策にもご活用ください。

※不明点等があれば①の「日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口」へお問い合わせください。

3

医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表Part1の解説動画の提供

セキュリティ対応において、事業者と協働する際に、特に医療機関が主体となって行うべき対策を解説した動画を提供しています。

本支援制度について、詳しくは下記をご確認ください。

【本制度の詳細について】

日本医師会ホームページおよびメンバーズルームをご覧ください。

<https://www.med.or.jp/doctor/sys/cybersecurity/001566.html>



【本制度全般に関するお問い合わせ先】

日本医師会情報システム課

TEL : 03-3942-6135

FAX : 03-3946-6295

E-mail : josys@po.med.or.jp